

第98号議案 訴訟上の和解について

本件は、平成24年9月26日に品川区立学校の生徒が自ら命を絶ったことについて、平成26年2月5日付で東京地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件に関し、当該裁判所の和解勧告に基づき、訴訟上の和解をすることについて、議会の議決を求めるものである。

1 和解勧告に至る経緯および趣旨

- (1) 計35回の口頭弁論および証人尋問を経て、裁判所は平成30年1月に原告・被告双方に対し和解を提案。平成30年4月に和解勧告案が示された。その後、調整を図り、平成30年10月31日に被告生徒・保護者らは合意に至った。
- (2) 和解勧告の趣旨：「紛争が継続することによる原告らの心痛をわずかでも和らげるとともに、被告ら相互間においてさらなる紛争が生じることを防ぎ、学校教育の円滑な実施を図る」

2 区としての対応方針・和解受諾の趣旨

- (1) 裁判所からの和解勧告を区としても受諾することとする。
- (2) 和解に応じる趣旨・理由
 - ① 原告・被告の全当事者が裁判所の和解勧告受諾による解決を望んでいること。
 - ② 和解内容である「いじめの再発防止」は、既に区として最重要課題として取り組んでいるものであること。
 - ③ 訴訟が継続することによる、被告生徒らへのこれ以上の負担を回避すること。
 - ④ 「解決金」として示された金額は、度重なる審議の結果、裁判所の判断として正式に示されたものであること。

3 今後の日程

本件は、平成30年第4回定例会において議決された場合、平成31年1月中旬には和解が成立する見込みである。